

第 96 号 議 案

公の施設の指定管理者の指定について

長崎県美術館条例（平成15年長崎県条例第61号）第 3 条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

| 公 の 施 設 の 名 称 | 指定管理者となる団体の名称                                      | 指 定 の 期 間                          |
|---------------|----------------------------------------------------|------------------------------------|
| 長崎県美術館        | 長崎市出島町 2 番 1 号<br>公益財団法人 長崎ミュージアム振興財団<br>理事長 嶋崎 真英 | 令和 9 年 4 月 1 日から<br>令和15年 3 月31日まで |

令 和 8 年 9 月 7 日 提 出

長 崎 県 知 事      平            田                      研

（提案理由）

長崎県美術館の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の 2 第 6 項及び長崎県美術館条例第 6 条の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。